部長及び参事官
殿
所　　属　　長

県民発第251号
令和７年10月６日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察証明事務取扱要綱の細目事項について（通達乙）

県警察における各種証明事務の取扱いについては、「高知県警察証明事務取扱要綱の制定について（通達甲）」（令和７年３月14日県民発第68号。以下「要綱」という。）及び「高知県警察証明事務取扱要綱の細目項目について（通達乙）」（令和７年３月14日県民発第70号。以下「旧通達乙」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）に係る警察証明事務における取扱上の留意事項を追加した細目事項を定めたことから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

記

１　趣旨（第１関係）

(1)　警察証明

警察の所管に係る事務について、証明を必要とする者（以下「出願者」という。）からの願い出に基づき、願い出に係る事実の存在又は届出がなされたことを証明することをいう。

(2)　事実証明

警察証明のうち、願い出に係る事実があったことを証明することをいう。

(3)　届出証明

警察証明のうち、願い出に係る届出内容の事実について証明できないが、出願者の利益のため又は関係官公署等の事務処理上の必要がある場合において、当該事案の事実の証明に代えて、単に形式的に願い出に係る届出がなされたことを証明することをいう。

２　基本方針（第２関係）

証明は、法令等の定めによるもののほかは、所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要が客観的に認められるものについてのみ行うものとするが、事実の証明ができない場合に届出証明を行うなど、特別な事情のある住民の正当な願い出に対しては、可能な限り応えていくこととする。

３　証明者及び事務取扱者（第３・４関係）

(1)　証明発給者

警察証明は、原則として証明事項を取り扱った所属長が行うものとする。

(2)　事務の取扱い

願い出の受理、調査、証明書の交付、その他警察証明の事務の取扱いは、警察本部にあっては当該証明事項を取り扱った所属、警察署にあっては警務課において行うものとする。

4　証明の種別（第６関係）

(1)　事実証明

原則として、別表第１に掲げるものについて取り扱うものとする。

(2)　届出証明

原則として、別表第２に掲げるものについて取り扱うものとする。

なお、被害届出証明の場合における証明発行署は、原則として、被害地を管轄する署（当該被害にかかる被害届（以下「被害届」という。）の原本を保有している署）とする。

(3)　証明することが適当と認められるものに係る証明

別表第１及び別表第２以外の願い出については、基本方針に沿うものであり、かつ、特別な事情が認められる場合に限り、個々具体的に検討して取り扱うものとする。

(4)　警察証明により対応しないもの

別表第３に掲げる証明については、各担当所属において個々の根拠法令等に基づき取り扱うものとする。

5　警察証明の事務手続き（第８・９関係）

(1)　取扱いの原則

ア　証明の願い出は、原則、出願者に係る証明事項を取り扱った所属の事務取扱者において行うものとするが、証明事項を取り扱った所属以外の所属に願い出があった場合は、当該証明事項を取り扱った所属に取り次ぎができるものとする。

なお、その場合は即日交付の原則の適用外とするとともに、取り次ぎが適当でないと認められる場合は、出願者に対し、当該証明事項を取り扱った所属に直接願い出るよう説明することとする。

イ　証明の取扱時間は、原則として月曜日から金曜日まで（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年県条例第47号）第10条に規定する休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までの間（正午から午後１時までの間は除く。）とする。

(2)　受付及び確認

事務取扱者は、証明の願い出を受け付けた場合、次の事項を確認する。

ア　証明書の発行対象に該当するものであるかどうか。

イ　出願者が、当該証明に係る当事者本人であるか、又は当事者本人以外の当該証明に係る正当な利益を有する者（配偶者、親権者、後見人、親族等当該願い出を行うに当たり適当な者）であるかどうか。

ウ　イを証明する書類（身分証明書、戸籍謄本、委任状等）を提出又は提示しているかどうか。ただし、出願者が証明内容に係る本人ではなく願い出を行うに当たり適当な者であると認められた場合であっても、可能な限り証明内容に係る本人に対しその意思等を確認すること。

エ　証明願が適切に記載されているかどうか。

オ　在留カード等の再交付申請に係る警察証明の願い出について、地方出入国在留管理官署が出願者に対して交付した「資料提出通知書」を所持しているかどうか。

(3)　受理

事務取扱者は、(2)の確認等の結果、適切であるものについて受理し、次の事務を行うものとする。

ア　証明取扱簿への記載

要綱別記第３号様式の証明取扱簿(以下「証明取扱簿」という。)に必要事項を記載する。

イ　収受事務

証明願の提出は１通とし、取扱担当者においてその写しを作成し、当該写しに収受印を押して控えを作成する。

ウ　受理できない場合の措置

(2)の確認等の結果、受理できない願い出については、出願者に対しその理由を説明するとともに、警察証明を得られないことにより出願者が不利益を被ると認められるときは、届出証明に係るものについては、必要により届出に係る受理年月日、受理番号又は事務担当者の氏名を出願者又は証明書の提出を求めている官公署等の事務担当者に教示するなどし、出願者の接遇について適切な措置を講じるものとする。

(4)　調査

ア　証明事項に関する調査

事務担当者は、次の調査を行い、願い出の内容が事実若しくは届出事項と相違する場合又は願い出に係る事実若しくは届出がない場合には、その旨を出願者に説明し､当該願い出の修正又は取り下げをさせるものとする。

(ｱ)　事実証明については、事件又は事故の取扱記録、その他関係書類等により、証明事項の存在の有無について調査すること。

(ｲ)　届出証明については、被害届、遺失届等の届出の有無及びその届出事

項と証明内容との相違の有無について調査すること。

イ　証明書を必要とする理由及び証明書の提出先に関する調査

担当者は､証明書を必要とする理由及び証明書の提出先の各欄を確認し、定型的な証明であり、疑義を生じないと認める場合は、その理由及び提出先についての調査を省略することができるものとする。

なお、過去に発給した例がない場合は、証明書の提出先に対し証明書の必要性及び証明事項について聴取するなど必要な調査を行うものとする。

(5)　証明書の作成・決裁

(4)の調査を経て、発行が相当と認められる証明願は、事務取扱者において、証明書原本と控えとに契印を押し、証明発給者（所属長）の決裁を受けることとする。

調査の結果、発行が不相当であり願い出を拒否する場合は、所属長の決裁を受けることとし、出願者に対して、発行拒否事由等の説明を行うこととする。この場合、願い出は受理していることから、証明願は出願者に返還しないものとする。

(6)　証明書の交付

ア　決裁を受けた証明願は、事務取扱者において、証明書奥書（証明書部分）に交付番号（受理番号と同一番号とする)、証明年月日等を記載し、公印を押す。

なお、要綱別記第１号様式の事実証明書（願）によらない任意様式で受理した場合で、交付番号を記載する箇所がないときは、証明年月日に近い適当な箇所へ記載するなどし、事実証明書（願）及び届出証明書（願）に準じて行うこととする。

イ　謄本を作成した後、原本を証明書として交付する。

ウ　証明書の交付は、出願者への利便を考慮して、可能な限り即日交付するものとし、証明内容に疑義が生じた場合、他官庁への問合せに相当時間を要する場合等、やむを得ない理由で即日交付ができないときは、出願者にその理由を説明し、日時を指定して交付するものとする。

エ　証明書の発行又は拒否については、証明取扱簿の「処理結果」欄に記載しておくものとする。

(7)　証明書の再交付

既に交付した証明書について、当該証明書を使用する前に紛失等のため再交付の願い出があった場合は、証明願の再提出を受けて、証明書の交付を行うものとする。この場合において、証明書及び(6)アの謄本に「再交付」と

朱書するものとする。

(8)　代理人による願い出

代理人から願い出があった場合には、原則として委任状又は当事者の意思が確認できる書類により当事者の意思確認を徹底すること。

(9)　書類作成が困難な者による願い出

ア　外国人等

出願者が日本語を理解できない場合において、日本語を理解する同行者がいるときは、その他の欄は同行者に代書させた上で、出願者本人に「氏名欄」に署名を求め、余白に「代筆者（氏名）」を記載させるものとする。

ただし、同行者が居ない場合は、事務取扱者が通訳人を介するなどして、必要事項を聴取して代書した上で、出願者本人に「氏名欄」に署名を求め、余白に「代筆者（階級）（氏名）」を記載するものとする。

イ　傷病者等

出願者が傷病等の影響で自書できない場合は、各欄を同行者又は担当者が代書した上で、出願者本人に「氏名欄」へ署名を求め、余白にアの要領で代書者の氏名等を記載するものとする。

6　在留カード等に係る警察証明事務取扱い時の留意事項

(1)　遺失届出受理番号等の教示

在留カード等の再交付申請を行う者（以下「申請人」という。）は、原則として、在留カード等の「所持を失ったことを証する資料」として、届出証明書（願）に代えて「陳述書」を提出することとなっている。陳述書とは、申請人が地方出入国在留管理官署に対し、紛失時の状況等のほか、遺失又は盗難被害の届出（以下「紛失等の届出」という。）を行った警察署名及び遺失届出受理番号等を記載するものである。

よって、各所属においては、申請人から在留カード等の紛失等の届出を受理した場合、届出証明書（願）を交付することなく、取扱警察署名及び遺失届出受理番号等を適宜の方法で教示すること。

(2)　届出証明書（願）の交付

(1)にかかわらず、陳述書の記載内容に疑義がある場合や、短期間に複数回の再交付申請に及んだ者であって合理的な説明がなされない場合等、地方出入国在留管理官署が再交付申請の悪用を疑う場合においては、同署から申請人に対し、「資料提出通知書」を交付した上で届出証明書(願)の提出を求めることとされているので、申請人から届出証明書（願）の交付を求められた場合は、５(2)オのとおり、「資料提出通知書」を確認の上、これまで通り必要な証明を行うこと。

7　質疑等の窓口

証明事務に関する質疑等の窓口は、県民支援相談課とする。

**別表第１**（第６関係）

事実証明一覧表

| 証明種類 | 関係法令等 | 証明内容 |
|---|---|---|
| 身体拘束証明 | ○道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）<br>・第33条の６の２（免許証等の更新を受けることができなかったやむを得ない理由）<br>・第37条の４（再試験の受験期間の特例）<br>・第37条の５（免許証の更新の特例）<br>・第37条の６の５（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）<br>・第37条の11（若年運転者講習の受講期間の特例）<br>・第41条の２（初心運転者講習の受講期間の特例）　等<br>○児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第１条第１項第５号ニ（児童扶養手当の申請）<br>◯国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条及び各市町村における国民健康保険に関する条例等（国民健康保険料の減額又は免除申請）　等 | １　被拘束者の住所、氏名及び生年月日<br>２　拘束の期間（時間）及び場所<br>３　留置又は保護の別 |

**別表第２**（第６関係）

届出証明一覧表

| 証明種類 | 関係法令等 | 証明内容 |
|---|---|---|
| 遺失届出証明 | 警察における証明事務の合理化について（通達）（令和３年３月１日警察庁丙情管発第５号） | １　遺失者の住所、氏名<br>２　遺失年月日及び場所<br>３　遺失金品及び数量<br>４　届出年月日 |
| 被害届出証明 | 同上 | １　被害者の住所、氏名<br>２　被害年月日及び場所<br>３　被害金品及び数量<br>４　届出年月日 |
| 行方不明者届出証明 | ○民法（明治29年法律第89号）<br>・第25条（不在者財産管理人の選任）<br>・第30条（失踪宣告の申立て）<br>・第770条（法定離婚訴訟の提起）<br>○児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第４条（児童扶養手当の支給） | １　行方不明者の住所、氏名<br>２　行方不明年月日<br>３　届出年月日 |

**別表第３**（第６関係）
（その１）

警察証明により対応しないもの

| 証明種別 | 根拠法令等 | 証明発給者 | 手数料の要否 |
|---|---|---|---|
| 在職証明<br>履歴証明 | 労働基準法(昭和22年法律第49号)第22条 | 本　部　長<br>(警務課※1) | 不要 |
| 身分証明 | 高知県警察一般職員身分証明書交付要領の制定について（通達甲）（平成28年３月17日警務発第298号） | 本　部　長<br>(警務課※1) | 不要 |
| 協力援助証明 | 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和37年４月本部告示第１号）第26条 | 本　部　長<br>（県民支援相談課） | 不要 |
| 海外渡航者犯罪経歴証明 | 犯罪経歴証明書の発給について（通達）（令和６年３月19日警察庁丙鑑発第11号ほか） | 本　部　長<br>（鑑識課） | 要 |
| 火薬類運搬証明 | ○火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条<br>○火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年11月公安委員会規則第６号）第２条 | 公安委員会<br>（署長※2） | 要 |
| 自動車保管場所証明 | ○自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第４条<br>○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第２条 | 署長（※2） | 要 |

（その２）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銃砲刀剣類発見届出受理証明 | ○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第23条<br>○高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程(平成17年９月本部訓令第19号)第21条 | 署長（※2） | 不要 |
| 捜索証明 | ○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第119条及び第222条<br>○犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第150条 | 司法警察職員（※3） | 不要 |

※1　県本部警務課において証明事務を取り扱うものとする。

※2、3　事務取扱い所属において証明事務を取り扱うものとする。